

県立広島病院医業収益指定納付受託業務 (クレジットカード決済) 委託契約書

地方独立行政法人広島県立病院機構県立広島病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が日本国内及び国外で現在及び将来において、提携する会社、組織（以下乙を含めて「カード会社」と総称する。）が運営するクレジットカード取引システムに基づき、カード会社が発行するクレジットカードにより、甲がカード保有者に対し公金のクレジットカード決済を行うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（日本国法令の遵守）

甲及び乙は、本契約に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

第2条（用語の定義）

本契約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとする。

1. 「会員」とは、(1) カード会社、(2) カード会社が各々定める会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当該入会を承諾された個人、法人をいう。
2. 「カード発行会社」とは、会員に対して入会を承諾した前項(1)、(2)の会社、組織をいう。
3. 「カード」とは、カード発行会社が会員に貸与する乙のサービスマークの表示されている乙所定規格のクレジットカードをいう。カードは、カードの表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員に限り利用でき、他の者に利用させることはできないものとする。
4. 乙所定のカード会社が発行する乙所定規格以外のクレジットカード（以下「提携ブランドカード」という。）につき、乙が甲に対してその取扱いについて承諾した場合には、前項に定める「カード」に含まれるものとする。
5. 「公金」とは、診療費、入院費及び文書料等の甲の会計窓口・自動精算機で納付される料金をいう。
6. 「カード決済」とは、会員及び甲が乙及びカード会社所定の手続きを行うことにより、甲が公金を会員から直接受領することなく、乙が立替払い（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による第三者納付としての立替払いをいう。）を行う取引をいう。
7. 「手数料」とは、乙が甲に対して公金の立替払いをする際に甲から受領する手数料を

いう。

第3条（カード取扱施設等）

1. 甲は、前条に定めるカード決済を行う施設（以下「カード取扱施設」という。）を指定し、あらかじめ乙に所定の書面をもって届け出て、乙の承諾を得るものとする。乙は当該指定を承諾した場合は、加盟店番号を付与する。なお、カード取扱施設の追加、取消しについても同様とする。
2. 甲は、すべてのカード取扱施設内外の会員の見やすいところに乙所定の加盟店標識を掲示するものとする。ショッピングリボルビング払い取扱加盟店、ショッピング2回払い取扱加盟店、ショッピング分割払い取扱加盟店については更にそれぞれ乙所定の取扱標識を掲示するものとする。
3. 甲は、カード取扱施設に対し、本契約を周知徹底させ、遵守させるものとする。
4. 甲及び乙は、他者からカードの取扱いに関する資料の請求があった場合は、速やかにその資料を提出するものとする。
5. 甲は、カード発行会社と会員との契約関係、その他乙がカード会社とともに運営するクレジットカード取引システムを承認し、カードの普及向上に協力するものとする。また甲は、乙又はカード会社よりカードの利用又は販売促進に係る展示物設置の要請を受けたときは、可能な範囲でこれに協力するものとする。
6. 甲は、乙、カード会社又はそれらの委託先が、会員のカード利用促進のために、甲の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などに加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。
7. 甲は、売上票、売上集計表、CAT（クレジット・オーソライゼーション・ターミナル）など乙が認めた端末機（以下「端末機」という。）、加盟店標識などを本契約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとする。

第4条（届出事項の変更）

1. 甲は、乙に届け出ている名称・代表者・所在地・電話番号・カード取扱施設及び立替払金振込指定金融機関口座、その他加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに乙所定の書面により、乙への届出印を捺印のうえ届出、乙の承諾を得るものとする。
2. 前項の届出がないために、乙からの通知又は送付書類、立替払金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に甲に到着したものとする。

第5条（地位の譲渡等）

1. 甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 乙は、本契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとする。

第6条（業務の委託）

1. 甲は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとする。
2. 前項にかかわらず、乙が事前に承諾した場合には、甲は第三者に業務委託を行うことができるものとする。
3. 前項により乙が業務委託を承諾した場合においても、甲は本契約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとする。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という。）が委託業務に関連して乙又はカード会社に損害を与えた場合は、甲は業務代行者と連帯して乙及びカード会社の損害を賠償するものとする。
4. 甲は、業務代行者を変更する場合は、事前に乙に申し出、乙の承諾を得るものとする。
5. 乙は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を、甲の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとする。ただし、業務委託した第三者が委託業務に関連して甲に損害を与えた場合、乙は、業務委託した第三者と連帯してその損害を賠償するものとする。

第7条（カード決済）

1. 甲は、会員からカード提示によるカード決済を求められた場合、本契約に従い、カード取扱施設において会員に対しカード決済を行うものとする。
2. 甲が取扱うことができる支払区分はショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ショッピングリボルビング払い、ショッピング分割払いとする。
3. 甲は、前項の規定にかかわらず、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分の取り扱いえない場合があることをあらかじめ了承する。

第8条（カード決済の方法）

1. 甲は、会員からカード提示によるカード決済を求められた場合、カードの真偽、有効期限及びカード無効通知を照合し、カードが有効であることを確認し、乙所定の売上票に加盟店番号・カード取扱施設名・担当者名・カード記載の会員番号・会員氏名・有効期限・会員の指定する支払区分・日付・金額等を記入するものとする。また、その場で会員による暗証番号の入力又は会員の署名を求め、正しい暗証番号が入力されたこと又はカード記載の署名と売上票の署名及びカード券面の会員番号・カード名義人名と売上票の会員番号・会員氏名が同一であり、かつ、カード提示者がカード記載の本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえカード決済を行い、売上票の控え（会員用控え）又は売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとする。なお、甲は会員に対し売上票に乙所定の項目以外の記載を求めてはならないものとする。
2. 甲は、以下に定める場合の決済方法が、前項の善良なる管理者の注意義務に違反するカード決済であること、善良なる管理者の注意義務に違反するカード決済はこれらの

場合には限定されないことを確認する。

- (1) カードを提示しカード決済を求めた者とカードの名義人の氏名、性別が異なる場合
 - (2) カード決済を求めた者が、名義人が異なる複数のカードを提示した場合
3. 前項の規定にかかわらず、甲、乙は、合意の上、別途カード決済の方法を定めることができるものとする。
 4. 甲は、甲、乙合意の上で定める事項を記載した書面を会員へ交付するものとする。
 5. 売上票に記載できる金額は、当該公金の金額のみとし、現金の立て替え及び過去の公金の精算などを含めることはできないものとする。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更、金額の分割などにより売上票を複数にすること及び売上票の金額訂正はできないものとする。
 6. 甲は、乙が事前に承諾した場合を除き、乙所定の売上集計表及び売上票を使用するものとする。また、売上票の控え（加盟店用控え）は甲の責任において保管し、他に譲渡できないものとする。
 7. 甲は、端末機を設置した場合には、端末機の使用規約並びにその取扱いに関する規約の定めるところに従い、すべてのカード決済にこれを使用し、会員番号などを乙に送信することにより、カード利用の照会を行い、乙からその承認を得るものとする。なお、故障・障害などにより端末機が使用できない場合及び乙が当該端末機の利用につき別途制限を設けた場合には、すべてのカード決済につきその都度事前に乙へ電話連絡をして承認番号を取得するものとする。

第9条（差別的取扱いの禁止、協力義務）

1. 甲は、有効なカードを提示した会員に対し、カード決済を拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するクレジットカードの利用を要求したり、現金客と異なる代金を請求したり、カード決済の金額に本契約に定める以外の制限を設ける等会員に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとする。
2. 甲は、乙から依頼があった場合には、会員のカード使用状況等の調査に協力するものとする。
3. 甲は、会員からカード決済に関する苦情・相談を受けた場合や、甲と会員との間において紛議が生じた場合には、甲の責任をもって対処し、解決にあたるものとする。
4. 前項に定める紛議が発生した場合、甲は、乙が行う調査に誠実に協力するものとする。

第10条（薬及び文書等の引き渡し）

甲は、公金の種類が薬、文書等にかかる料金の場合で、これらについてカード決済を行った時には、会員に対し、原則として直ちに薬及び文書等を引き渡し、又は提供するものとする。甲は、カード決済を行った当日に薬及び文書等を引き渡し又は提供することがで

きない場合には、会員に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとする。

第 11 条（カード決済限度額）

1. 第 8 条第 7 項に定める乙が端末機の利用制限を設けた場合を除き、甲が会員 1 人あたり 1 回につき行うことができるカード決済限度額（同一日、同一施設におけるカード決済額の総額とする）は、税金を含み乙が別途通知した金額の範囲内とする。
2. 甲は、会員に対し前項のカード決済限度額を超えてカード決済を行う場合には、その都度事前に乙の承認を得るものとし、乙の承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとする。万が一、乙の承認を得ないでカード決済限度額を超えてカード決済を行った場合には、甲は、当該カード決済金額全額について一切の責任を負うものとする。
3. 甲は、乙からカード決済限度額の変更の通知があった場合にはそれに従うものとする。

第 12 条（カードの不正使用等）

1. 甲は、乙から特定のカードを無効とする旨通知を受けた場合には、その通知によって無効とされたカードの提示者に対してはカード決済を行わないものとし、当該カードを保管のうえ直ちにその事実を乙に連絡するものとする。
2. 甲は、明らかに偽造、変造、模造若しくは破損と判断できるカードを提示された場合には、カード提示者に対しカード決済を行わないものとし、当該カードを保管のうえ直ちにその事実を乙に連絡するものとする。
3. 万が一、甲が前二項に違反してカード決済を行った場合は、甲は、当該公金の金額全額について一切の責任を負うものとする。
4. 紛失、盗難されたカード、偽造、変造されたカードに起因するカード決済が行われ、乙がカードの使用状況などの調査の協力を求めた場合には、甲はこれに協力するものとする。また、甲は、乙から指示があった場合若しくは甲が必要と判断した場合には、甲が所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

第 13 条（立替払）

1. 乙は、会員のカード決済に係る債権（以下「債権」という。）を会員に代って立替払いするものとする。
2. 甲乙間の第 1 項の立替払契約は、別表に定める締切日締めで集計して算出したカード決済代金合計金額を、別表に定める支払日（ただし、金融機関の休業日の場合は、前営業日）に別途甲の指定する金融機関口座に振込む方法により支払うものとする。

第 14 条（手数料及び支払い）

1. 甲が乙に支払う手数料は、カード取扱施設ごとに第 7 条第 2 項で規定する取扱種別ご

とに区分し、各区分の合計金額に乙の定める手数料率〇パーセントを乗じ、円未満を切り捨てた金額の合計額とする。

2. 乙の甲に対する立替払金の支払いは、別表に定める支払日に当該立替払いの対象となる公金の金額の総額を甲指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、乙が特別に認めた場合については、この限りではないものとする。なお、応答日の月末が金融機関休業日の場合は、前営業日を支払日とする。
3. 乙の甲に対する立替払金は、乙が直接支払うか又は乙が指定し、事前に甲に通知した乙指定の会社が立替払いをするものとする。
4. 乙は、乙が支払った立替払金に関して甲が支払うべき手数料を第1項の定めに基づいて算出し、当該手数料の請求書を別表に定める請求締切日までに提出するものとする。
5. 甲は、前項の請求書を確認のうえ、別表に定める手数料振込日までに当該手数料全額を乙の指定する金融機関口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、当日が金融機関休業日の場合は、前営業日を手数料振込日とする。
6. 乙に第2項に規定する事項の履行に正当な理由なく遅延があったときは、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。
7. 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、甲が業務の未履行分に相当する委託料として定める額につき年 14.5 パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した金額とする。
8. 甲の責めに帰すべき事由により、第5項の規定による手数料の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年 2.5 パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

第 15 条（カード決済の取消し）

甲が、カード決済の取消し又は解約等を行う場合は、直ちに乙所定の方法にて当該立替払契約の取消しを行い、取消しの売上票を乙へ送付することとし、乙は、第 13 条第 2 項に準じて処理するものとする。ただし、当該立替払金が支払い済みの場合には、甲は乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。また、乙は当該立替払金を次回以降の甲に対して支払う立替払金から差し引くことができるものとする。

第 16 条（紛議発生）

会員と甲との間に第 9 条第 3 項に定める紛議が生じ、会員がカード決済代金の支払いを拒んだ場合の支払いは以下のとおりとする。

- (1) 当該立替払金が支払前の場合には、乙は、当該立替払金の支払いを保留又は拒絶することができるものとする。
- (2) 当該立替払金が支払い済みの場合には、甲は、乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。また、乙は、当該立替払金を次回以降の甲に対して支払う立替払金から差し引けるものとする。
- (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、乙は、甲に当該立替払金を支払うものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとする。

第 17 条（立替払契約の取消し）

1. 乙は、甲乙間の立替払契約の対象となった公金について、以下の事由が生じた場合には、承認番号取得の有無にかかわらず、甲に対する支払いを行わないことができるものとする。
 - (1) 売上票が正当なものでないとき。
 - (2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき。
 - (3) カード決済を行った日から 61 日以上経過した債権について立替払契約が締結されたとき。
 - (4) 第 8 条第 7 項又は第 11 条第 2 項に反して乙の承認を得ずにカード決済を行ったとき。
 - (5) 第 12 条に違反して無効カードの使用に対しカード決済を行ったとき、並びに第 9 条第 4 項に定める紛議が、カード決済日に対応する締切日より 60 日を経過しても解消しないとき。
 - (6) 第 7 条第 1 項に違反するカード決済を行ったとき。
 - (7) その他甲が本契約に違反したとき。
2. 前項に該当した場合、乙は甲に対し、当該売上票に取消表示をして返却する。また、当該立替払金が支払い済みの場合には、甲は乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。甲が当該立替払金を返還しない場合には、乙は、次回以降に甲に対して支払う立替払金から当該立替払金を差し引くことができるものとする。
3. 乙が、甲乙間の立替払契約の対象となった債権について第 1 項記載の各事由（第 7 号を除く）のいずれかに該当する疑いすると認めた場合は、乙は、調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、立替払契約を取消し又は解除することができるものとする。なお、甲は乙の調査に協力するものとする。調査が完了し、乙が当該立替

払金の支払いを相当と認めた場合には、乙は、甲に当該立替払金を支払うものとする。
なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第18条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 甲及び乙は、営業秘密を、秘密として保持し、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・預託・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。ただし、以下の情報は営業秘密に含まれないものとする。
 - (1) 当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
 - (2) 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - (3) 当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除く。）
 - (4) 当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
2. 甲及び乙は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
3. 甲及び乙は、自己の役員・従業員、親会社（50%超の議決権を保有されている又は40%以上の議決権を保有され且つ実質的に支配されていると見做すことができる会社をいう。）及び子会社（50%超の議決権を保有している又は40%以上の議決権を保有し且つ実質的に支配していると見做すことができる会社をいう。）（以下総称して「従業員等」という。）に対してのみ、本契約の履行に不可欠な範囲に限り、相手方の営業秘密を開示するものとする。甲及び乙は、自己の従業員等に対し、就業規則・社内規程等により、本条と同等の機密保持義務等を課した上でなければ、相手方の営業秘密等を開示してはならない。
4. 甲及び乙は、営業秘密をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるとき、又は、相手方の要求があるときは、その指示内容に従い返却・廃棄又はその他の処分をするものとする。
5. 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

第19条（著作権等の取扱い）

1. 委託業務遂行の過程で乙が作成したプログラム（ルーチン、モジュール等含む。）の著作権は、当該プログラムに結合され又は組み込まれたプログラム（ルーチン、モジュール等含む。）を含め、乙に帰属するものとする。
2. 委託業務の過程で作成された前項のプログラムに係るドキュメントの著作権について

ては、乙に帰属するものとする。ただし、甲が委託業務遂行において単独で著作したドキュメントの著作権は甲に帰属する。

3. 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

第 20 条（著作権以外の知的財産権の取扱い）

1. 発明等が、甲又は乙のいずれか一方のみによって行われた場合、特許権等は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。
2. 委託業務遂行の過程で生じた発明等が甲及び乙に属する者の共同で行われた場合、個別契約で別段の持分割合を定めた場合を除き、当該発明等についての特許権等は甲乙の共有（持分均等）とする。この場合、甲及び乙は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
3. 甲及び乙は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらが無償で自ら実施し又は利用することができる。ただし、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の同意を要するものとし、この場合、相手方と協議の上、実施又は利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。
4. 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

第 21 条（個人情報の保護）

1. 乙は、業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
2. 乙は、本契約に基づき甲から開示される個人情報を、本契約の目的の範囲内においてのみ利用するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）、その他これらに関連するガイドライン等に基づき、適法かつ適正に取り扱うものとする。
3. 乙は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
4. 乙の責に帰すべき事由により、本条第 1 項の情報が第三者に漏洩し、甲に損害が発生した場合には、甲は乙に対し、その損害の賠償を請求できるものとする。
5. 甲は、本契約に基づいて知り得た会員番号など会員のカードに関する個人情報を機密情報として保持し、書面による乙の事前の承諾を得ることなく、第三者に提供・漏洩・開示できないものとする。また、本契約に定める目的以外の使用はできないものとし、業務目的が達成され次第速やかに破棄又は消去するものとする。
6. 甲は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報の管理、システムの整備、改善、院内規定の整備、職員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。

7. 甲は、カードに関する情報を毀損・漏洩等することがないように施錠された場所に保管するなど安全対策を講じ、厳重な保管・管理するものとし、甲は、現実的に管理可能な範囲において、一切の責任を負うものとする。
8. 甲は、故意、過失により、カードに関する個人情報を漏洩又は本契約に定める業務以外の目的に使用した場合又は生じる恐れのある場合は、直ちに乙に対し報告するものとし、乙の指示に従って被害拡大防止措置等を含む初期対応措置を講じるものとする。
9. 本契約の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第 22 条（情報の収集及び利用等）

1. 甲は、乙が本項(1)に定める甲及びその代表者の情報（以下「加盟店情報」という。）につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意する。

(1) 本契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード利用促進にかかわる業務のために以下の①から⑬の加盟店情報を収集、利用すること。

- ① 甲及び甲の店舗の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等甲が加盟申込時及び変更届け時に届け出た事項
- ② 加盟申込日、加盟日、CAT 番号、取扱商品、販売形態、業種等の甲と乙の取引に関する事項
- ③ 甲のカード取扱状況
- ④ 乙が収集した甲及び代表者のクレジット利用履歴
- ⑤ 甲の営業許可証等の確認書類の記載事項
- ⑥ 乙が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑧ 乙が加盟を認めなかった場合、その事実及び理由
- ⑨ 割賦販売法第 35 条の 3 の 5 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項
- ⑩ 割賦販売法に基づき同施行規則第 60 条第 2 号イ又は同 3 号の規定による調査を行った事実及び事項
- ⑪ 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
- ⑫ 会員から乙又はカード会社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、乙又はカード会社が会員及びその他の関係者から調査収集した情報
- ⑬ 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提

- 供を業とするもの)及び加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
- ⑭ 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容(倒産情報等)
- (2) 以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、甲が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、乙は、業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとする。
- ① 乙が本契約に基づいて行う業務
 - ② 宣伝物の送付等乙及びカード会社又は他の加盟店等の営業案内
 - ③ 乙のクレジットカード事業その他乙の事業(乙の定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発
- (3) 本契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。

第23条(加盟店信用情報機関の利用及び登録)

1. 甲は、加盟店情報につき、乙又はカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意する。(加盟店信用情報機関は本契約末尾記載のとおりとする。)
 - (1) 本契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のために、乙又はカード会社が加盟する加盟店信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という。)に照会し、甲に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - (2) 加盟信用情報機関所定の加盟店に関する情報(以下「登録加盟店情報」という。)が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
 - (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理並びに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. 甲は、甲及びその代表者が他に経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に加盟店情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項(2)の目的で共同利用することに同意する。
3. 乙が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本契約末尾に記載のとおりとする。なお、乙が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し又は乙のホームページに記載するものとする。

第 24 条 (加盟店情報の開示、訂正、削除)

1. 甲は、乙に対して、保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとする。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとする。
 - (1) 乙への開示請求：
 - (2) 加盟信用情報機関への開示請求：本契約末尾記載のホームページに記載の各加盟信用情報機関
2. 万が一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、乙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとする。

第 25 条 (契約終了後の加盟店情報の利用)

乙は、本契約終了後も第 22 条に定める目的（ただし、第 22 条第 1 項 (2) ②に定める営業案内を除く。）及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は乙が定める所定の期間、加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用する。

第 26 条 (カードに関する情報等の機密保持)

1. 甲は、本契約に基づいて知り得た会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報を含む乙の営業上の機密を不当な理由なく第三者に漏洩してはならないものとする。
2. 甲は、本条第 1 項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに乙に連絡するものとする。
3. 乙は、甲に本条第 1 項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的理由がある場合には、甲に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、甲はこれに誠意をもって協力するものとする。
4. 甲は、本条第 2 項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとする。
5. 甲は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定し実施するものとする。なお、甲は、再発防止策の策定後及び実施後直ちに乙に書面でその内容を通知するものとする。
6. 甲の責に帰すべき事由により、会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報が第三者に漏洩し、乙に損害が発生した場合には、乙は甲に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。
7. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第 27 条 (カード決済の停止)

甲が以下の事項に該当する場合、乙は本契約に基づくカード決済を一時的に停止することを請求ことができ、この請求があった場合には、甲は、乙が再開を認めるまでの間カード決済を行うことができないものとする。

- (1) 乙が第 21 条第 4 項の漏洩等又は目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) 乙が、甲が第 31 条第 1 項(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(8)、(9)のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3) その他、乙が必要と認めた場合

第 28 条 (監査・検査等)

1. 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上でいつでも、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、乙の役職員への事情聴取など、委託業務の処理状況等について監査・検査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。
2. 前項の監査・検査の結果、乙の個人情報保護体制が本契約の趣旨又は個人情報保護のための法令等に照らし不十分であると客観的かつ合理的に判断される場合、甲は乙に対し、その改善を要望することができる。
3. 乙は、年 1 回 (特に必要がある場合はそれ以上)、外部機関によるセキュリティ検査を受けるものとする。

第 29 条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。
2. 本契約は、本契約に係る甲の令和 7 年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。
3. 本契約の有効期間にかかわらず、令和 8 年度以降の本契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、甲は契約を解除することができるものとする。

第 30 条 (解約)

前条に関わらず、甲、乙は、書面により 3 ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとする。

第 31 条 (契約解除)

1. 前二条の規定にかかわらず、甲が以下の事項に該当する場合、乙は甲に対し催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、かつ、その場合乙及びカード会社に生じた損害を甲が賠償するものとする。
 - (1) 加盟店申込書等加盟に際し、乙に提出した書面及び第 4 条第 1 項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき。
 - (2) 他の者の債権を買い取って、又は他の者に代わって乙に立替払いの請求をし

たとき。

- (3) 第 9 条の規定に違反したとき。
 - (4) 第 17 条の立替払契約の取消し又は解除に応じなかったとき。
 - (5) 第 26 条の規定に違反したとき。
 - (6) 前 5 号のほか本契約に違反したとき。
 - (7) 他のクレジットカード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度又は通信販売制度を悪用していると乙が判断したとき。
 - (8) 甲の営業又は業態が公序良俗に違反すると乙が判断したとき。
 - (9) 架空債権の立替払いの請求、その他甲が不正な行為を行ったと乙が判断したとき。
 - (10) その他甲として不相当と乙が判断したとき。
2. 甲が、前項各号のいずれかに該当した場合又は該当する疑いがあると乙が認めた場合、乙は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、乙は甲に対しての遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
3. 甲は、乙が次の各号に該当したときは、本契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく第 33 条に規定する報告の求めに応じず、又は調査に協力しないとき。
 - (4) 第 33 条に規定する業務に従事する者に係る報告又は調査において、法令違反が判明し、当該違反が過失以外の場合であるとき、又は当該違反については是正されないとき。
 - (5) 仮差押え、差押え、若しくは仮処分があったとき又は競売等の申立があったとき。
 - (6) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (7) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (8) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (9) 排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、本契約に関し乙の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき。
 - (10) 乙（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法

(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

(11) その他、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 前項の規定により本契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

5. 甲は、業務が完了するまでの間は、同条によるほか、必要があるときは、契約を解除することができ、甲は、この規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 32 条 (契約終了後の処理)

1. 本契約が終了した場合、契約終了日までに行われたカード決済などは有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該カード決済等を本契約に従い取扱うものとする。ただし、甲と乙が別途合意をした場合は、この限りではないものとする。

2. 甲は、本契約が終了した場合には、直ちに甲の負担においてすべての加盟店標識をとりはずすとともに売上票、売上集計表など乙が甲に交付されていた取扱関係書類並びに印刷物 (販売用具) を速やかに乙に返却するものとする。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規約並びにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとする。

第 33 条 (実地調査など)

甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し業務の実施の状況及び業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

1. 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額 (同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。) 以上の賃金 (労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 11 条に規定する賃金をいう。) の支払をすること。

2. 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

3. 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

4. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号) 第 4 条の 2 第 1 項

の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定に係るものに限る。）をすること。

5. 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。
- 2 甲、本契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 3 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本契約の終了後も、終了日から 5 年間は、同様とする。

第 34 条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 甲、乙はそれぞれにその代表者、関係組織及び親会社・子会社等の関係会社、役員、職員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む。）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動若しくは政治活動を仮装又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
2. 甲及び乙が前項の規定に違反していることが判明した場合又は違反している疑いがあると甲、乙のいずれかが認めた場合、甲、乙は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合甲、乙及びカード会社に生じた損害を違反していることが判明し

た者若しくは疑いがあるもの者が賠償するものとする。また、この場合、前条第2項の規定を準用するものとする。

3. 甲が、本条第1項の規定に違反していることが判明した場合又はその疑いがあると乙が認めた場合には、乙は、前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
4. 乙は、甲が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、甲は、乙が再開を認めるまでの間、カード決済を行うことができないものとする。

第35条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえこれを定めるものとする。

第36条（合意管轄裁判所）

甲及び乙との間で訴訟の必要が生じた場合には、甲又は乙の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とするものとする。

<加盟信用情報機関>

本契約に定める加盟信用情報機関は、以下のとおりとする。

名称	
住所	
電話	
受付時間	
共同利用の目的	
共同利用する情報の内容	

<別表> 売上集計表・売上票の締切日及び立替払金の支払日

カード決済の方法	取扱期間	締切日	請求締切日	支払日	手数料振込日
1回払い 2回払い リボルビング払い 分割払い	1日～月末日	当月末日	翌月 日	翌月末日	翌月末日

※ 売上集計表・売上票は、締切日到着分をもって締め切るものとする。

※ 締切日の末日が休日の場合は、前営業日を締切日とする。

※ 支払日の末日が金融機関休業日の場合には、前営業日を支払日とする。

本契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 広島県広島市南区宇品神田一丁目 5 番 54 号
地方独立行政法人広島県立病院機構
県立広島病院長 ○○ ○○

乙